平成27年度

気象データ処理装置等改修

仕　様　書

第五管区海上保安本部

第一章　概要

1－1　目的及び件名	本件は、江埼船舶通航信号所で運用中である装置の改修及び試験調整を行うもので、件名を「気象データ処理装置等改修」という。
1－2　履行場所	江埼船舶通航信号所（有人施設） 住所：兵庫県淡路市野島江崎914－2
1－3　履行期限	平成28年1月29日
1－4　対象機器	1　気象データ処理装置　　東京計器㈱製　　1　台 2　統括管制卓　　　　　　東京計器㈱製　　1　台
1－5　作業内容	1　装置改修　　　1式 2　試験調整　　　1式
1－6　その他	契約後、次の事務所に着工予定、工程状況等の連絡を行う 【管理事務所】 事務所名：大阪湾海上交通センター整備課 所 在 地：兵庫県淡路市野島江崎914－2 電　　話：0799－82－3068

第二章　一般共通事項

2－1　一般事項	本仕様書によるほか、次の取扱説明書等により実施する。 ・労働基準法及び労働安全衛生法 ・電気通信設備工事共通仕様書（最新版） （国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集） ・各装置取扱説明書
2－2　改修及び試験調整	改修及び試験調整は、全て仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に記載のない事項でも、当然必要な事項は誠実に実施する。
2－3　監督及び検査職員	監督及び検査職員とは、支出負担行為担当官「第五管区海上保安本部長」が任命する職員で、請負契約書に定める当庁職員をいう。
2－4　疑義に対する協議	仕様書及び図面に疑義を生じた場合、速やかに監督職員に申し出て協議し、その指示に従う。なお、協議事項は請負者が書面にまとめ監督職員へ提出する。
2－5　再委託承諾申請書の提出	請負者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。 ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。
2－6　事前提出書類	請負者は、契約後、次の内容を記述した施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。 1　改修・試験調整計画書 2　改修・試験調整手順書 3　実施工程表 4　改修員名簿及び連絡先 5　使用測定器一覧 6　その他必要事項
2－7　現場代理人等	請負者は、当該装置及び関連システムに熟知した、十分な経験と専門知識を有する主任技術者及び現場代理人を定め、経歴書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ることとする。なお、両者は兼ねることができる。
2－8　完成図書	改修・試験調整完了後、次に示す書類を A4ファイルに整理し、取りまとめたものを発注者に1部、管理事務所に各1部提出する。 1　装置改修概要

	2　装置単体試験調整結果 3　総合試験調整結果 4　改修写真 5　設定データ 6　OJT資料 7　その他、監督職員が指示するもの
2－9　秘密の保持	1　本改修に伴い知り得た情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守して、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 2　本仕様書に基づく作業遂行により知り得た識別符号等について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守し、不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。
2－10　完成検査	完成検査は、仕様書の内容を全て実施した場合に検査職員による検査を行い、合格をもって完了とする。
2－11　他改修作業との出会い等	他の請負者によって施工される改修作業と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い相互において十分協議を行い、円滑な現地改修及び試験調整の実施に努める。 　なお、現地改修及び試験調整時は、既設の建物、その他を毀損しないように注意して行い、毀損した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、その指示に従い速やかに復旧させる。

第三章　特記仕様

3－1　共通事項	1　改修及び試験調整に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。 　なお、業務休止が必要となる場合は、必要最小限度とし、事前に監督職員に作業内容、業務休止時間等の資料を提出し協議を行った後に実施する。 2　改修作業の際 USB メモリ等外部電磁的記録媒体を使用する場合は、当庁機器に接続する直前に最新のパターンファイルを適用したウイルスチェックを実施し、調査直後にも同様にウイルスチェックを実施する。 3　上記2の結果は、報告書に記載する。 4　履行引渡場所への立ち入りの際は、事前に監督職員に連絡し打合せをする。 5　現地改修及び試験調整にあたっては、執務の妨げにならないように行う。
3－2　気象データ処理装置改修	1　気象データ処理装置と運用所間通信装置（BWZ-10）との接続設定を行う。運用所間通信装置との接続が断となった場合は、再度設定を試みる。 2　次のAIS信号所で計測された観測データ及び監視項目を運用所間通信装置へ出力させる。 (1)　明石海峡航路中央AIS信号所 (2)　洲本沖AIS信号所 3　運用所間通信装置へ出力させる観測データ及び監視項目は、次のとおり。 (1)　観測データ 1）観測所番号 2）観測箇所名 3）受信日時 4）風向 5）風速 6）波高（明石海峡航路中央AIS信号所を除く。） (2)　監視項目 1）観測所番号 2）観測箇所名 3）受信日時 4）監視項目1 5）監視項目2 4　追加した観測データを改修装置のディスプレイ上に追加表示させる。

３－３　気象データ処理装置関連機能確認等	１　追加した気象観測データが既設のAIS運用卓へ配信され、AISメッセージで同観測データを送信出来ることを確認する。 ２　次の項目について、日毎の観測データが保存されることを確認する。 （1）観測日時 （2）観測箇所名称 （3）風向（16 方位） （4）風速（°） （5）風速（平均） （6）風速（最大） （7）有義波高 ３　次の項目について、各AIS信号所（明石海峡航路中央、洲本沖）から送信されたデータを確認する。 （1）MMSI （2）宛先指定送信するAIS陸上局のMMSI （3）宛先指定送信するAIS陸上局の局名 （4）外部機器監視項目・監視名称 （5）定時放送時間 （6）緯度、経度 ４　各AIS信号所（明石海峡航路中央、洲本沖）から送信されたデータについて、次の項目が受信されることを確認する。 （1）メッセージ６ 1）受信時刻 2）発信局MMSI 3）宛先局MMSI 4）平均風速 5）最大風速 6）平均風向 7）有義波高 8）監視項目１ 9）監視項目２ （2）メッセージ21 1）受信時刻 2）通信文ID 3）反復表示記号 4）通信元ID 5）航路標識の種別 6）航路標識の名称 7）位置の精度 8）緯度、経度 9）船首方向から基準点までの長さ 10）基準点から船尾までの長さ 11）左舷から基準点までの長さ 12）右舷から基準点までの長さ 13）電子即位装置の種別 14）時刻 15）位置ずれ表示記号 16）地域的な用途

	17) RAIM フラグ 5　気象データ処理装置から出力される観測データが運用所間通信装置で受信したデータと一致していることを確認する。
3－4　統括管制卓改修	1　各AIS信号所MMSIあてに、宛先指定通報（メッセージ6、12）を着信した場合、次の動作をさせる。 (1)「メッセージを受信しました。」等の音声出力 (2) ディスプレイ上のAISシンボルの点滅動作 (3) メッセージ受信一覧表の表示
3－5　バックアップ	作業終了後、改修対象装置各々について、システムリカバリーディスクを作成する。
3－6　操作説明	履行場所の各装置を運用する職員に対して、改修内容及び操作方法等のOJTを複数回実施する。なお、必要な資料は受注者において準備する。

（別紙様式　1）

再委託（変更等）承諾申請書

平成　年　月　日

支出負担行為担当官
　第五管区海上保安本部長　殿

請負者　　住所
　　　　　氏名　　　　　　　　　印

平成　年　月　日付け契約の「　　　　　　　　　　契約（平成　年度　　第　号）」（契約金額（税込み）　　　　円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方お願いします。

記

1．再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）
　　別紙「履行体制に関する書面」のとおり
2．再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠［該当する項目に○を付す］
　・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
　・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
　・その他（　平成　年　月　日付け提出した参考見積書等のとおり。　）
3．その他特記事項

平成　年　月　日

請負者氏名
　　　　　　　　　殿

平成　年　月　日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。
①請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
②請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
③請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官
　第五管区海上保安本部　○○　○○　印